

静岡県水循環保全本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県水循環保全条例（令和4年静岡県条例第16号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、静岡県水循環保全本部（以下「保全本部」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 保全本部は、健全な水循環の保全に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、次に掲げる事項を協議し、その総合調整を図る。

- (1) 本県における健全な水循環の保全に係る基本的な方針に関すること。
- (2) 本県における健全な水循環の保全に係る施策・事業の推進に関すること。
- (3) 流域水循環計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 水源保全地域内における土地取引及び開発行為等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が特に必要と認める重要事項に関すること。

(組織)

第3条 保全本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充て、保全本部の事務を総括する。
- 3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐するとともに、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(保全本部会議)

第4条 保全本部会議は本部長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じ、関係する部局等の職員や外部有識者等を保全本部会議に出席させることができる。

(検討部会)

第5条 保全本部の円滑な運営のため、検討部会を置く。

- 2 検討部会は、流域対策検討部会（以下、「流域部会」という。）及び開発対策検討部会（以下、「開発部会」という。）の2つとする。
- 3 検討部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長は、くらし・環境部理事（水資源担当）をもって充て、部会の事務を総括する。

- 5 副部会長は、環境局長をもって充て、部会長を補佐するとともに、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 検討部会は、部会長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 8 部会長は、必要に応じ、関係する課長や外部有識者等を検討部会に出席させることができる。
- 9 検討部会の下に各部会員が指名する職員で構成するワーキンググループを置くことができる。
- 10 検討部会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 流域部会
 - ア 第2条第1号、第2号及び第3号に関すること。
 - イ アのほか、部会長が特に必要と認める重要事項に関すること。
 - (2) 開発部会
 - ア 第2条第4号に関すること。
 - イ アのほか、部会長が特に必要と認める重要事項に関すること。

(庶務)

第6条 保全本部の庶務は、くらし・環境部環境局水資源課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、保全本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

くらし・環境部長
くらし・環境部理事 (水資源担当)
スポーツ・文化観光部長
経済産業部長
交通基盤部長

別表 2 (第 5 条関係)

	流域部会	開発部会
くらし・環境部環境政策課長	○	
くらし・環境部環境ふれあい課長	○	
くらし・環境部自然保護課長	○	○
くらし・環境部廃棄物リサイクル課長	○	○
くらし・環境部生活環境課長	○	○
くらし・環境部水資源課長	○	○
くらし・環境部盛土対策課長	○	○
スポーツ・文化観光部文化政策課長	○	
スポーツ・文化観光部文化財課長	○	○
スポーツ・文化観光部観光政策課長	○	
経済産業部農地計画課長	○	
経済産業部農地利用課長	○	○
経済産業部森林計画課長	○	
経済産業部森林整備課長	○	
経済産業部森林保全課長	○	○
経済産業部水産振興課長	○	
経済産業部水産資源課長	○	
交通基盤部河川砂防管理課長	○	○
交通基盤部河川企画課長	○	○
交通基盤部河川海岸整備課長	○	
交通基盤部砂防課長	○	○
交通基盤部港湾企画課長	○	
交通基盤部都市計画課長	○	○
交通基盤部土地対策課長		○
交通基盤部景観まちづくり課長	○	○
交通基盤部生活排水課長	○	○